

2 練福介第 4509 号
令和 2 年 11 月 24 日

区内各介護サービス事業所代表者 様

練馬区高齢施策担当部
介護保険課長 風間 康子
(公印省略)

介護サービス事業所が自費で PCR 検査等を実施する際に活用できる補助事業について

日頃より、練馬区の高齢者福祉施策にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
11 月に入り、新型コロナウイルス感染者数が急増しており、東京都は 11 月 19 日に都内の感染状況について 4 段階のうち、最も高い警戒レベル「感染が拡大していると思われる」に引き上げました。

各事業所におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策にご尽力いただいているところですが、区として、改めて感染防止対策の再徹底と職員への周知をお願いすべく、11 月 20 日に通知をお送りしたところです。(「介護サービス事業所における新型コロナウイルス感染症対策の徹底継続について(依頼)その 2」(令和 2 年 11 月 20 日付け 2 練福介第 4490 号))

感染防止対策の一環として、介護サービス事業所が自費で利用者・職員に PCR 検査等を実施する場合には、下記の補助事業の補助対象となりますので、ご活用ください。

記

1 補助事業について

東京都補助事業「東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)」

【対象事業所】すべての介護サービス事業所・施設等

【助成上限額】サービス種別ごとに上限額が異なります。

【問合せ先】

東京都新型コロナウイルス緊急包括支援事業コールセンター
電話：0120-591-105 (平日9時～18時 ※土日祝日を除く)

* 補助事業の詳細については、以下のホームページによりご確認ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/koronakaigo/koronahoukatsuka.html>

* 参考「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)に関する Q&A」

【Q】感染症対策支援事業の対象経費に、新規利用希望者等の PCR 検査費用は該当しますか。

【A】PCR 検査は、医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられるようにすることが重要です。PCR 検査では、検体採取の際の手技が適切でない場合や、検体を採取する時期により、対象者のウイルス量が検出限界以下となり、最初の検査で陰性

になった者が、その後陽性になる可能性もありうるため、陰性だからといって安心できるものではなく、感染不安の解消に資するものではありませんが、その上で事業所のサービス提供にあたって必要不可欠な費用であれば対象として差し支えありません。

(参考 URL) <https://www.mhlw.go.jp/content/000652801.pdf> (番号 40)

東京都補助事業「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策強化事業」

【対象事業所】特別養護老人ホーム、介護老人保健施設

【補助対象期間】令和2年10月8日から令和3年3月31日まで

【補助内容】補助基準額を定員区分ごとに設定(補助率10/10)

* 補助事業の詳細については、以下のホームページによりご確認ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kourei/taisakukyouka.html>

区補助事業「練馬区新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査経費補助事業」の補助対象経費は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の新規入所が決定した者の入所に際してのPCR検査受検経費です(東京都補助事業との重複利用はできませんのでご注意ください。)

* 補助事業の詳細については、以下のホームページによりご確認ください。

https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/koreisha/oshirase/PCRkensak_eihihojo.html

2 自費でPCR検査を受ける場合の留意事項について

保健所は、医師が新型コロナウイルス感染症と診断して、保健所に届出があった場合に、患者または無症状病原体保有者として対応しています。

民間の検査機関の中には、スクリーニングが目的で診断等の医学的判断を伴わないものがあります。この場合、陽性の検査値がでて、検査結果は確定診断とならず、医療機関の受診が必要になりますので、ご注意ください。

* 東京都の補助事業を活用してPCR検査等を実施する場合の注意点について、以下のホームページ(pdfファイル)を必ずご確認ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/taisakukyouka.files/1-2cyuui.pdf>

(担当)練馬区高齢施策担当部介護保険課事業者指定係

電話 03-5984-1461(直通)

E-mail KAIG015@city.nerima.tokyo.jp